

社会福祉審議会概要等

①根拠規定	社会福祉法
②設置年月日	昭和40年3月24日
③所掌事務	・ 社会福祉及び児童福祉に関する事項を調査審議する。 ・ 知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申する。
④審議会の構成	佐賀県社会福祉審議会 分科会 ・ 身体障害者福祉専門分科会（社会福祉法第11条） ・ 民生委員審査専門分科会（社会福祉法第11条） ・ 児童福祉専門分科会（社会福祉法第12条第2項） 処遇部会 【委員数29名、臨時委員14名】

佐賀県社会福祉審議会組織図

佐賀県社会福祉審議会

委員29名（臨時委員14名）

【社会福祉課】

社会福祉に関する事項の調査審議

知事諮問に対する答申又は関係行政庁への意見具申等

民生委員審査専門分科会

委員7名【社会福祉課】

民生委員の適否に関する審査事項の調査審議、大臣への委員推薦に関する意見具申等

身体障害者福祉専門分科会

委員5名 臨時委員10名【障害福祉課】

身体障害者の福祉に関する審査事項の調査審議、身体障害者福祉法による医師の指定に関する調査審議等

審査部会

委員1名 臨時委員10名

身体障害者手帳の障害程度の判定に関する調査審議、更生医療指定医療機関の指定に関する調査審議等

児童処遇部会

委員2名 臨時委員4名

児童の措置の解除等に関する意見具申等

児童福祉専門分科会

委員9名 臨時委員4名【こども家庭課】

児童福祉に関する事項の調査審議、里親認定に関する意見具申、母子寡婦福祉資金の貸付停止に関する意見具申等